

自然災害における事業継続計画

株式会社エバーグリーン

種別 就労継続支援 A 型事業所

基本方針

自然災害において、社会に大きく影響を与える事象が多く起こる昨今。そのさまざまな事象に対応し、被害を最小限にとどめて事業を継続していくために、事業継続計画（以下、BCP）を策定するものである。

(1) 目的

BCPはあらゆる災害に対しての防止策を計画する防災計画とはその意味合いが異なり、災害発生後、その影響及び被害を最小限にとどめながら法人としての事業をいかに早期復旧し継続していくかを策定していくものであり、その基本方針は以下のとおりである。

①利用者・職員の安全を守る。

命があつての障害福祉サービスであり、災害時においても命にかかわる業務を最優先とする。

②早期の事業再開を目指す

災害発生時において、早期の復旧をはかるため、優先業務を実施する体制と対策を事前に定めて、業務を継続へ万全を期す。

③地域との連携

福祉サービスという特性上、地域との連携は不可欠であり、その結果、地域の災害における被害減少につながる。

事業継続をはかるためには、まず利用者及び職員の命を守る行動が最も重要なことであり、それに係る業務を最優先し、その他の業務は縮小、休止などの措置をとる。同時に災害発生直後の初動体制が重要であり、ライフラインの断絶、支援がこないといった発生直後の混乱している時期を乗り切る体制を整備することが重要である。地域との連携にあたっては、通所系福祉サービスをという性格上業務時間内と時間外その状況下で支援できることを明確にして実施することが重要である。

2. BCP推進体制

(1) 本事業所における平常時及び緊急時のBCP推進体制は以下のとおりである。

主な役割	役職	補足
統括責任 BCP策定・見直し	代表取締役 管理者	災害対策委員長 BCP策定責任者
BCP策定・見直し 職員への研修・訓練の計画	サービス管理責任者 サービス管理責任者	災害対策副委員長 研修・訓練責任者
委員長・責任者のサポート	職業指導員 生活支援員 賃金向上達成指導員	災害対策委員

*緊急時における代行者は災害対策副本部長、対策本部情報などで参集できた者で代行する。

◆職員の安否確認：メッセージアプリ（LINE WORKS）を使用して安否確認、情報共有を行う。※インターネットが途絶している場合は携帯電話のショートメール（SMS）を使用する。

各担当の役割

(平常時)

- ①代表取締役 B C Pの職員に対する意識づけの指導及び総括
- ②管理者 統括責任者の補佐、教育訓練等の責任者
- ③サービス管理責任者 年2回の避難訓練時における B C P教育の実施責任者

内容	項目	内容と習得目標	対象者	時期
研修	想定される災害について	秋田市における被害想定災害知識の習得	初任者	随時
研修	事業継続計画の研修	職員の行動基準等	全員	随時
訓練	避難訓練	消防・防災・避難確保計画に基づいた避難訓練	全員	年2回
訓練	事業継続計画の実地訓練	災害伝言ダイヤル等災歳時の通信訓練、非常食提供等	全員	年1回
研修	事業継続計画の研修	課題の検討、B C Pの見直し	全員	年1回

①委員長・責任者のサポートメンバーは、年2回（避難訓練に合わせて）建物及び附属物の点検及び建物内部の什器等の転倒防止対策の確認、各備蓄品の状況を確認し、修繕及び不足な点があれば、改善へ向けての提案を統括責任者に提出する。

②統括責任者はサポートメンバーから提出された建物の必要修繕箇所及び備蓄品の不足の内容を検討し、事業計画継続に必要なものを調達する。

【緊急（B C P発動）時】

- ①災害対策委員長
 - ・ B C P発動の判断、事業継続の方針決定
 - ・ 災害対策本部指揮権者
- ②災害対策副委員長
 - ・ 委員長のフォロー、各拠点への指示、委員長代行
 - ・ 関係機関との連絡調整責任者
- ③災害対策委員
 - ・ 拠点及び関係機関との連絡調整、災害情報の収集
 - ・ 拠点間の人員調整
 - ・ 資金・物品の調達及び管理。
 - ・ 支給情報などの収集
 - ・ 施設における利用者及び職員の安否確認

建物の安全確認

- ・ サービス提供に係る担当者を決定し、業務を指示
 - ・ 本部への状況報告（判断に急を要する事項については即断する権利を有する。）
- ※情報連絡については、災害対策副委員長が中心となり、情報収集する。利用者対応及び避難所（地域指定）に関する事項は災害対策委員が中心となって実施する。

(2) 緊急時の参集体制と発動基準

①参集基準

○地震における基準	全 員	連絡	震度5以上で全員に連絡（防災計画準拠）
		発 動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。
○水害等における基準	全 員	連絡	大雨警報で連絡
		発 動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。

※上記は平日昼間以外の参集基準である。

※平日昼間が発生時刻の場合、各拠点内での行動となる。

※参集にあたっては自ら及び家族の安否を確認し、可能と判断した場合参集する。困難な場合はライフラインが断絶していると予想されるので、災害伝言ダイヤル等を活用して連絡する。

3. 想定される被害状況

本計画における災害被害想定にあたっては、秋田市洪水ハザードマップにおける水害シナリオ。

(1) 各施設の位置状況

施設名	種別	想定浸水深
株式会社エバーグリーン	通所施設	0.5m～3.0m

※水害レベル→秋田市洪水ハザードマップより（本事業所避難確保計画に記載済）

(2) 被害想定

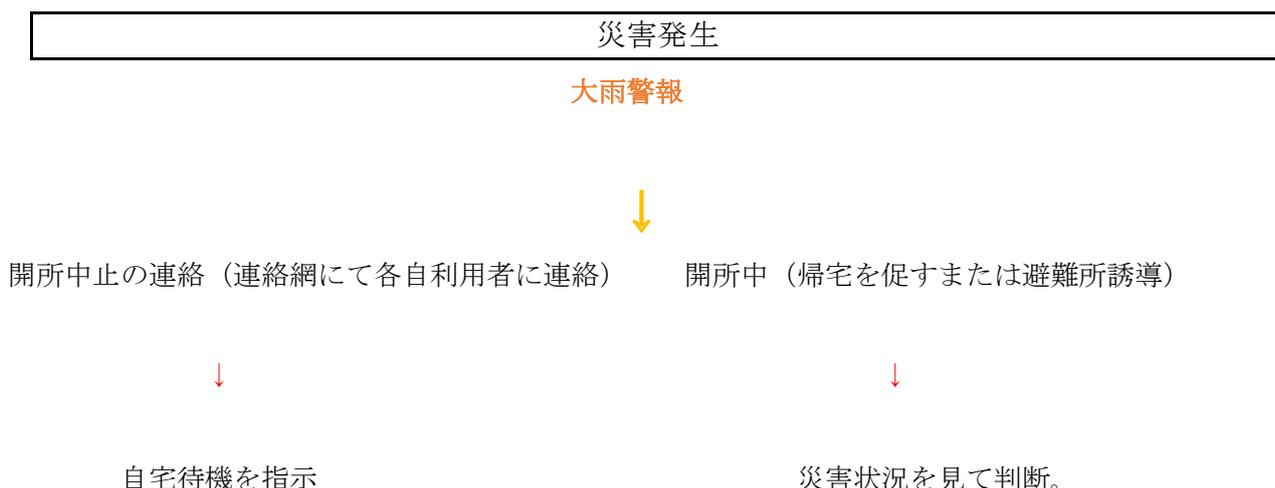
秋田市の避難指示などの発生により

ライフラインの被害復旧は次のとおりの想定となる。（震災と同様）

- ①電 話 発生直後から輻輳回避のため、通話制限が実施。
24時間後にパケット通信は復旧、通話支障も3日後には解消。
- ②電 気 発生直後に市内全域で停電。24時間後には6割通電、3日後9割、5日後には停電解消。
- ③水 道 発生直後に断水。3日後に自衛隊による給水、1か月後によりやく断水が5%に縮小。
- ④ガ ス 発生直後に供給停止。1か月後でも5割の復旧。
- ⑤交 通 各地で通行止め、3日後災害対策車両の優先通行。鉄道は運休。バスは2日後に運航再開（鉄道代行も含む）発生直後の参集は徒歩を想定。
- ⑥建 物 1階が浸水したものと想定する。

B C P策定にあたっては、電気、電話の復旧のめどである3日間を想定して行う。以下、初動体制からの業務についての計画を記載する。

(3) 緊急時対応概要フロー



4. 初動体制から事業継続まで

(1) 発生直後から30分以内

① リスクの抽出

項目	内 容	必要事項
1. 冷暖房	停電等により全館使用不可	宿泊できないので避難所移動
2. ガス	使用していない	カセットコンロの備蓄必要
3. 水	上下水道とも使用不可	避難所移動
5. 医療	対応不可	避難所移動
6. 食事	なし	避難所移動
7. データ等		利用者情報のバックアップ (クラウドの活用、携帯に写真保存等)

② 発生直後の業務

業 務	内 容	体 制
1. 避難誘導	消防・防災・避難確保計画に則り 避難（誘導する） ※開所中に災害の場合	在所職員 避難所移動
2. 建物等の被害確認	同上被害箇所の写真 を撮影する	在所職員
3. ライフラインの被害 確認	使用できるもの、不可なものを 即抽出し、情報共有する	在所職員
4. 利用者の安否確認	即確認	在所職員
5. 緊急を要する者の処置	応急処置、医療機関への搬送	在所職員

*在所以外の職員はただし、自身の生命への影響、在宅での安全確保が確認されない場合は参集できない旨報告する。

災害対策本部が立ち上がる前に、即行動しなくてはならないケースがほとんどと思われるため、災害対策委員長（または代行者）は、在所職員とともに分担し、まずは利用者及び職員の安否確認を行う。（ただし、建物が深刻な被害状況にある場合は避難行動を最優先とする。）

その時点で搬送措置など生命にかかわる事態が生じたときは、その場で判断し、迅速な対応を取ること。

なお、参集にかかる通信手段は、携帯等は輻輳回避のため制限されている可能性が高いため、災害伝言ダイヤル等の活用などをはかる。

安否確認後、災害対策委員長（または代行者）を中心に簡潔にミーティングを行い在所の職員数、被害状況の情報を共有して、継続できる業務を抽出し実施する。

体制が整った段階で、利用者家族への安否確認の連絡を行う。

(株)エバーグリーンは通所施設であるため、生活できる設備がない。

できるかぎり、災害時開所中なら近隣の避難所へすぐ移動を開始することを基本とする。

(2) 初動以後 1 時間経過

BCP を発動し、災害対策本部を設置。

災害対策本部拠点

平日昼間	就労継続支援	通所施設
上記以外	なし	

※ただし、上記の施設が全壊等の場合はこの限りではない。開所中以外はこの限りではない。

(3) 対策本部及び拠点の役割及び分担

共通理解として平常時で自由に使えているものが使えない状況に慣れる。初動から3日間はライフラインがほとんど使用できないことをしっかり理解する。

①災害対策本部災害地の指揮中枢にあつて、組織編成や災害活動の指揮統制を行い、事業継続へむけての活動を総括する。

- ・情報収集による災害規模の把握。
- ・通所可能な被害状態か職員が情報を収集
- ・事業継続に向けての実施内容の判断（被害状況を把握し継続か、困難かの判断）
- ・各拠点間での人員配置の調整
- ・拠点の被害状況を把握し、復旧に向けて各業者への連絡。

（すぐは対応できないが、早期復旧に向けて最善を尽くす。）

- ・自ら修繕できるものを把握し、営繕職員を中心にできるものは復旧する。
- ・復旧に向けての資金管理（管理は判断）
- ・職員の出勤割合に応じた業務の遂行を心掛ける。（緊急時にあつて、無理をすると、小さなことから違う被害が広がる。）

●以後、発生から3日以内の対応徐々に被害の概要がわかり、緊急の体制も固まりつつある状況下で早期復旧への足掛かりとなるように対応する。

- ・感染症予防に努める。
（BCP 新型インフルエンザ等感染症編及び各拠点の感染症マニュアルに基づく対応）
- ・利用者のみならず、職員の健康チェックも怠らないよう努める。
- ・参集できていない職員の安否確認。
- ・対策本部への必要情報連絡（リモートの場合もある）

(緊急物資要請、ライフラインの復旧状況等の把握)

● 4日目以降

- ・安全管理を確認しながら、利用者が通所できる状態か判断)
- ・職員の健康状態もしっかりケアを行う。
- ・通信手段も復旧している可能性もあるので通所可能者がいれば、開所する可能性もあり。ただし上下水道の復旧状態も考慮に入れる。

5. 今後のBCP改善

- (1) 通所施設のため災害状況によっては事業所での支援は限られている。
まずは避難所を完全確保の拠点と考えているが改善点があれば随時改善していく。
- (2) 備蓄品の検討
通所施設のため備品が最小限で良いと考える。

* 随時改善点は防災訓練や会議等で是正していく

避難所は、指定の大住小学校

6. その他

1. 本計画は令和5年9月 4日より施行する。
2. 計画改正 令和7年1月23日